

平成29年10月26日（木）

宮城県議会議員・ニュージーランド海外視察に関する住民訴訟

仙台高等裁判所判決を受けてのコメント

仙台市民オンブズマン

本日、宮城県議会議員・ニュージーランド海外視察に関する住民訴訟の控訴審判決がなされた。原判決は、本件視察の一部（4日目と5日目の視察）を違法とした。これに対し、控訴審である本判決は、4日目の一部（イーデンパーク）及び5日目（ワインヤード）の視察が違法であるとし、派遣議員らは各4万3973円（合計17万5892円）を宮城県に返還すべきとした。なお、本判決は、原判決とは異なり、4日目のうちT P P 関連施設（キウイ農場等）の視察を適法と判断した。

宮城県議会の海外視察が、地裁、高裁ともに一部違法と判断されたことは初めてである。非常に重く受け止められるべき判決とすることができる。

他方、本判決は、結果として原判決と比べて余りに広く県議会の裁量を認めしており、数多くの問題を抱えていると言わざるを得ない。

第一に、本判決は、表面的な必要性・関連性があれば裁量の範囲内であり、結果として成果が挙げらなくとも良いと言うが如き判断をしている。海外視察が多額の公金支出のもと実施されることからすれば、成果が県民に還元・反映されなければならない、およそ成果が期待できないような海外視察は許されない。

第二に、「海外視察に関する手引」について、海外視察の内容面の違法性を判断する上での基準とはできないとした。しかしながら、本件手引は、海外視察の運用改善の要望を受け、県議会議長の責任のもと作成されたものである。本件手引の沿革・重要性を軽視した判断というべきである。

さらに、4日目の一部及び5日目の視察が違法と判断されたにもかかわらず、返還すべき損害額が僅少であることも、依然として市民感覚と乖離している。

このように、議会の裁量権を余りに広く認めた本判決の立場に立っても、4日目の一部と5日目の視察は違法と判断されたのであるから、重く受け止められるべきであり、海外視察の廃止を含めた検討がなされなければならない。

当オンブズマンとしては、本判決の結果及び内容を踏まえ、上告手続をする予定である。

以上